旧

新

料金表

第1表 接続料金 第1網使用料

1 適用

区分	内 容
(1) ~ (31)	(略)
(略)	
(32) 関門系	関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限ります。)イ欄に係る料金につ
ルータ交換	いては、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日時点のIP通信網終端装置
機能に係る	(IPoE方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。) の設置
料金の適用	場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいま
	す。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用しま
	す。なお、令和4年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定
	事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。こ
	の場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規
	定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の
	額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとしま
	す。

2 料金額

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) ~ (3)	(略)				
(略)					
(4) 関門系ルータ交換機能	関門では 関門で場合当ルリク を場合当ルリク はの交換の にの交換の にのでする。 はのでする。 はのでする。 にのででです。 にのででです。 にのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(略)			

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

区 分	内 容						
(1) ~ (31)	(略)						
(略)							
(32) 関門系	関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限ります。)イ欄に係る料金につ						
ルータ交換	いては、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日 <u>(ただし、同欄イ⑴欄に</u>						
機能に係る	ついては当該 I P通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。)時点の I						
料金の適用	P通信網終端装置 (IPoE方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じと						
	します。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置						
	場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業						
	者に適用します。なお、令和4年4月1日 <u>(ただし、同欄イ臼)欄については当該IP通</u>						
	信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。) 以降、その区分ごとの I P通						
	信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額						
	が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1						
	表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとしま						
	す。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲						
	覧できるようにするものとします。						

2 料金額

2-4 中継系交換機能

	区分		単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	(略)				
(4)関門系ルー タ交換機能	関タるけ門にのう機に該一通をが関タ信行	(略)			

				1	1
う機能	イ 第5条	(₹) ~ (†)	(略)		
	(標準的な	(略)			
	接続箇所)				
	第1項の表				
	中第7欄で				
	接続するも				
	ののうち I				
	PoE方式				
	で接続する				
	場合				

イ 第	(7) ~ (7)	(略)		
5条	(略)			
(標準				
的な接				
続箇				
所)第				
1項の				
表中第				
7 欄で				
接続す				
るもの	(コ)熊本県内	1ポート	2, 226, 666 円	IPoE接続
のうち	の設置場所	あたり月		を利用してい
ΙPο	において接	額		る協定事業者
E方式	続する場合			に適用しま
で接続				<u>す。</u>
する場				
合				

附<u>則</u> この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。